

Q 定期健康診断の受診時間は、労働時間ですか。

A 労働者一般に対して行われる定期健康診断は、一般的な健康の確保を図ることを目的として事業者による実施義務を課したものであり、業務遂行との関連において行われるものではないので、その受診に要した時間を労働時間として取扱わなくても良いとなっている。

ただし、特定の有害業務に従事する労働者に対して行われる、いわゆる特殊健康診断は、事業遂行に絡んで当然実施されなければならない性格のものであるから労働時間として取扱わなければならないことになっている（昭 47.9.18 基発 602 号）。

また、安全・衛生委員会の開催時間については、労働時間として取扱わなければならない、時間外に行われた場合は、割増賃金を支払わなければならないことになっている（上記通達）。